

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーと共に生成発展するためにも、経営の透明性を図り、法令遵守の経営を行っていくことが最も重要な課題のひとつと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
愛光電気共栄会	794,000	18.00
近藤 保	386,300	8.75
東芝ライテック株式会社	264,000	5.98
河村電器産業株式会社	203,000	4.60
近藤和子	158,100	3.58
光昭株式会社	152,000	3.44
渡會孝一	151,000	3.42
愛光電気社員持株会	108,000	2.44
さがみ信用金庫	99,000	2.24
日東工業株式会社	94,000	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 博司	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 博司	○	独立役員に指定しております。 当社の他1社で社外監査役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引及び特別な関係はありません。	長年培われた各分野において豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に生かして頂くことを目的としております。 また独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
 会計監査人は、直近事業年度である第56期（平成26年3月21日～平成27年3月20日）において、会計監査及び内部統制監査を行いました。監査役が立会い協議を行っております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
 実地棚卸監査や営業所監査に際し、課題の確認、意見交換等を行い、内部監査担当部門との密接な連携を保つよう努めると共に、監査役の監査の実効性確保を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
板倉 崇	他の会社の出身者										○			
脇 国広	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板倉 崇	○	独立役員に指定しております。当社のみで非常勤監査役をしております。なお、当社の取引先で勤務しておりますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはありません。	中立の立場から取締役会を監視することを目的としております。 また独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
脇 国広	○	独立役員に指定しております。当社のみで非常勤監査役をしております。	中立の立場から取締役会を監視することを目的としております。 また独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、中長期の事業計画を元にした複数年度の業績を勘案して支払われるものとの考えから、現状、取締役へのインセンティブ付与は行っていません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、決算短信、事業報告に、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

直近事業年度である、第56期(平成26年3月21日～平成27年3月20日)における取締役報酬の年額は以下のとおりとなっております。

取締役報酬 62,694千円(うち社外取締役 一円)
監査役報酬 8,040千円(うち社外監査役2,240千円)

- ※1 当社に使用人兼務取締役の該当はありません。
- ※2 取締役の報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額180,000千円以内と決議いただいております。
- ※3 監査役報酬限度額は、平成18年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額14,400千円以内と決議いただいております。
- ※4 上記の支給額には、以下の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
- ・役員賞与引当金の当期引当額 5,110千円
(取締役4名分4,550千円、監査役3名分560千円(うち社外監査役2名分160千円))
 - ・役員退職慰労引当金の当期引当額 6,854千円
(取締役4名分6,094千円、監査役3名分760千円(うち社外監査役2名分160千円))

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くことにしております。

情報伝達体制につきまして、社外監査役は取締役会事前審議の場である常務会の承認事項及び報告事項について、同会議に出席している常勤監査役より報告・説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1 取締役会等

当社の「取締役会」は月1回を原則とし、必要に応じて随時開催しており、重要事項の決定及び業務執行状況の報告が行われております。当会議には社外取締役、常勤監査役の他、非常勤監査役も同席し、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行に関して、公正・客観的な立場から監査・監督を行うなど、監視機能を果たしております。

上記以外では、原則月2回「常務会」を開催し、稟議決裁及び重要事項の審議を行っているほか、取締役による「役員連絡会」を定期的に開催し、めまぐるしく変化する世の中の情勢を常に把握するため、実務的な協議が行われており、適正かつ迅速な経営の意思決定に活かすなど、緊急課題に対しても即決できる体制を整えております。

さらに、重要な情報伝達、業績向上への施策検討、リスクの未然防止のため、取締役と部長で構成する「経営戦略会議」を月1回開催しており、経営の透明性をさらに高めております。

2 監査役会

当社の監査役会は月1回を原則とし、必要に応じて随時開催しており、経営の透明性・健全性の確保に向け、経営監視機能の充実への取り組みを続けております。提出日現在、監査役3名(内2名は社外監査役)体制としております。

3 弁護士及び会計監査人等、その他第三者の状況

顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合には適時アドバイスを受けております。また会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人からは定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認も行い、会計処理の適正化に努めております。税務関連業務につきましては、税理士と契約を締結し毎月定期的に往査を行い、アドバイスをを受けております。なお、弁護士、会計監査人、税理士につきましては経営への関与は

ありません。

4 内部監査の状況

当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室(1名)が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行っております。

5 リスク管理体制の整備状況

当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、リスク管理規程を定め、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速な対応が可能となる体制整備に努めています。また、社長の諮問機関である常務会へのリスク情報の集約と業務執行の適切な遂行のため、リスク管理委員会を設置しており、主要リスクの把握、分析、評価を行い適宜報告を行います。

6 会計監査の状況及び直近事業年度における監査法人の構成

当社は、会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しており、必要に応じて適宜監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

直近事業年度である、第56期(平成26年3月21日～平成27年3月20日)において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

(1) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 齊藤文男

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 剛

(注)継続監査年数については7年以内であります。

(2) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 5名

7 監査報酬の内容

直近事業年度である、第56期(平成26年3月21日～平成27年3月20日)における、監査証明業務に基づく報酬:18,000千円

上記以外の業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、常勤監査役1名、社外監査役2名からなる監査役設置会社であり、独立性を有した社外監査役が経営の透明性・健全性の確保に向け、経営監視機能の充実への取り組みを続けており、経営監視機能が十分に確保されるものと考えております。

また、コンプライアンス規程、リスク管理規程を制定、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の設置を行うと共に、法令の遵守やリスク予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室が内部統制機能の充実を図っていることから、当該体制を採用しております。

また社外取締役の選任により、経営の迅速化と透明性向上を目的としたコーポレート・ガバナンス強化の一環として、取締役会による業務執行に対する監督機能の一層の強化を図る為、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は20日決算であることから、月末における総会集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
その他	当社株主、金融機関（銀行・証券会社）、取引先を主な参加者として年2回、会社説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社において、職務を執行するにあたっての基本方針としている経営理念及び経営理念を具体的行動に落とし込んだ行動理念においてステークホルダーの立場の尊重を謳っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 内部統制の基本方針

愛光電気株式会社は、電気機器電設資材総合商社として「社会への貢献」「企業の永続」「社員の幸せ」の三つを調和させ、お客様、仕入先、愛光電気株式会社の三者が共に生成発展する三位一体の使命感経営（三者間のパートナーシップによる生成発展）を実践し続けることを経営理念とし、その理念の下、電気の総合商社としてお客様の多様なニーズに対応した価値ある商品を提供、並びに環境問題にも積極的に取組み、株主の皆様、お客様、お取引先、従業員、そして地域社会にとって価値ある企業であり続けたいと考えています。

当社は、これらの経営理念、ビジョンを達成するため、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である内部統制の基本方針を以下の通り定め、整備・運用を計ってまいります。

- (1) 事業活動の目的達成のため、業務の有効性及び効率性を高めていきます。
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保していきます。
- (3) 事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進していきます。
- (4) 資産の取得、使用および処分が適正な手続および承認の下に行われるよう、資産の保全を図っていきます。
- (5) 上記の活動を支えるためのIT環境を構築・運営していきます。

2 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役を含む全従業員が法令、社内規程、その他名称の如何にかかわらず業務上定められた全ての規則類、当社で要求される標準的業務手順を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンス規程を制定しております。

(2) 社長の諮問機関である常務会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立しております。

(3) 当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行うなど内部牽制機能の強化を図っております。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、常務会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。尚、保存期間は法令その他別段の規定がある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(2) 法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するために、リスク管理規程を定め、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速な対応が可能となる体制整備に努めています。

(2) 社長の諮問機関である常務会へのリスク情報の集約と、業務執行の適切な遂行のため、リスク管理委員会を設置しており、主要リスクの把握、分析、評価を行い適宜報告を行います。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

(2) 取締役会の下に、社長の諮問機関である常務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

6 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当該事項はありません。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

(2) 同使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定しております。

(3) 尚、監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保しております。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

(2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ常務会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。

(3) 監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止しております。

9 その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する体制としております。

(2) 内部監査担当部門は監査役との密接な連携を保つことにより、監査役の監査の実効性は確保されております。

(3) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。

また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図ります。

